

前橋工科大学附属図書館の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、前橋工科大学附属図書館（以下「図書館」という。）に所蔵する図書（前橋工科大学附属図書館規程（平成9年前橋工科大学訓令甲第30号）第3条に定める図書）を前橋工科大学附属図書館利用規則（平成9年前橋市規則第47号。以下「附属図書館利用規則」という。）第2条第2項の規定により公開することについて、必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 図書館を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当し、調査・研究及び学習を目的とする者とする。ただし、中学生以下の児童、生徒は除く。

- (1) 群馬県内に居住する者
- (2) 群馬県内の事業所等に勤務する者
- (3) 群馬県内の大学又は短期大学、高等専門学校、専門学校、高等学校、予備校等に通学する者
- (4) その他館長が必要と認めた者

(公開日)

第3条 公開日は、次に掲げる日を除く各日とする。

- (1) 附属図書館利用規則第4条に規定する日
- (2) 前橋工科大学の定期試験期で館長が必要と認める期間

(公開時間)

第4条 公開時間は、図書館利用規程第3条に規定する開館時間内とする。ただし、館長が必要と認める場合は、これを変更することができる。

(利用の申込み)

第5条 図書館を利用し、閲覧及び館外貸出を希望する者は、前橋工科大学附属図書館利用者カード交付申請書（様式、以下「利用者カード交付申請書」という。）を提出し、図書館利用規則第7条第1項第3号に規定する「前橋工科大学附属図書館利用者カード」（以下「利用者カード」という。）の交付を受けなければならない。

(利用者カードの交付)

第6条 館長は、前条に規定する申請書により、利用目的その他について適当と認めるときは、申込者に利用者カードを交付する。

2 利用者カードの交付を受ける者は、住所及び通学先等の確認できるものを提示しなければならない。

3 利用者カードは、利用者が第2条の利用資格を満たさないときは無効とする。

(利用の範囲及び方法)

第7条 利用は、次に掲げる範囲とする。ただし、館長が必要と認めたときは、その利用を許可し、又は制限することができる。

- (1) 図書等の閲覧及び館外貸出
- (2) 調査相談
- (3) 文献複写
- (4) 2階閲覧室における学習

2 館外貸出できる図書又は雑誌の冊数及び期間は、図書館利用規則第8条第1項に規定する本学の学生等に準じ、次に掲げる範囲とする。

- (1) 貸出冊数6冊以内
- (2) 貸出期間15日間

3 図書館を利用するときは、利用者カードを携帯し、図書館利用規則を厳守し、係員の指示に従わなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、図書館の公開に関し必要な事項は、図書委員会に諮り、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。